

公立大学法人大分県立看護科学大学就職相談員に関する規程

平成24年4月1日
規程第98号

(趣旨)

第1条 本学の学生及び卒業生の県内就職率向上と就職支援を目的として、就職活動等に関する各種支援業務を行うため、就職相談員を置く。

(就職相談員)

第2条 就職相談員は、非常勤職員とする。

2 就職相談員は、就職・進路支援委員会と連携し、次の各号に係る業務を行う。

(1) 就職指導及び就職相談に関すること。

(2) 就職・進路支援委員会の諸業務の補助に関すること。(就職・進路支援委員会の出席を含む)

(3) 面接、就職相談会等の学生の指導に関すること。

(4) 就職先の情報収集及び開拓に関すること。

3 就職相談員の雇用に当たっては、予算の範囲とする。

(契約期間)

第3条 就職相談員の契約期間は、1年以内とし、個別に定める。

2 前項の期間はこれを更新することができる。

(給与等)

第4条 就職相談員の給与その他手当については、別に定めるところにより支給する。

(勤務時間等)

第5条 就職相談員の勤務日数については、予算の範囲内で個別に定める。

2 勤務時間その他の勤務条件については、現行の非常勤職員に準じるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、就職相談員に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。